

専決処分について（立川市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和 8 年 5 月 7 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の公布による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

立川市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月 31 日

立川市長 酒 井 大 史

立川市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例

立川市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例（昭和34年立川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>立川市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の徴収及び当該税率について立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号。以下「市税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（税率）</p> <p>第2条 法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>（徴収の方法）</p>	<p>立川市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の<u>種別割</u>の特例に関する条例</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第119号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づく軽自動車税の<u>種別割</u>（<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第442条第2号に掲げる種別割をいう。</u>以下「種別割」という。）の徴収及び当該税率について立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号。以下「市税条例」という。）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（税率）</p> <p>第2条 法第2条第4項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同条第5項に規定する契約者又は同条第6項に規定する軍人用販売機関等の所有に係る原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>（徴収の方法）</p>

第3条 軽自動車等に対する軽自動車税については、市税条例第68条の3の規定にかかわらず、次条に規定するところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第4条 軽自動車等に対する軽自動車税の納税義務者は、当該税額を軽自動車税納税証紙(以下「証紙」という。)によって払込まなければならない。

- 2 軽自動車税の納税義務は、証紙に軽自動車税納税済証印による検印を受けたときに完了するものとする。
- 3 証紙及び軽自動車税納税済証印の様式は、規則で定める。

第3条 軽自動車等に対する種別割については、市税条例第68条の3の規定にかかわらず、次条に規定するところにより証紙徴収の方法によって徴収する。

(証紙徴収の手続)

第4条 軽自動車等に対する種別割の納税義務者は、当該税額を軽自動車税(種別割)納税証紙(以下「証紙」という。)によって払込まなければならない。

- 2 種別割の納税義務は、証紙に軽自動車税(種別割)納税済証印による検印を受けたときに完了するものとする。
- 3 証紙及び軽自動車税(種別割)納税済証印の様式は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。